

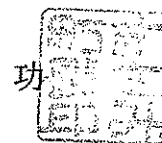
すさみ町告示40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成18年10月19日

すさみ町長 桂



記

1. 大字佐本西栗垣内字平五ノ内下モ平に編入する区域

大字	字	地番
佐本東栗垣内	ふどの	77-1の一部、77-2の一部、78の一部、79の一部、80-1の一部
佐本西栗垣内	芝平	54の一部、55-1の一部、道路の一部、水路の一部

2. 大字佐本西栗垣内字芝平に編入する区域

大字	字	地番
佐本西栗垣内	平五ノ内下モ平	39の一部、41の一部、42の一部、43の一部、45の一部、46の全部
佐本西栗垣内	宮ノ前	75の一部、76の一部、77の一部、道路の一部、水路の一部

3. 大字佐本西栗垣内字宮ノ前に編入する区域

大字	字	地番
佐本西栗垣内	芝平	水路の一部
佐本西栗垣内	公文平	100の全部、101の全部、102の一部、103の一部、104の一部、道路の一部、水路の一部

地番については、平成18年5月8日現在のものである。